

施術所開設の手引き

(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう, 柔道整復)

市立函館保健所

作成：平成30年 4月 1日
最終改訂：令和 3年10月13日

< 目 次 >

1. 手 続 の 流 れ	1
2. 開 設 手 続	2
3. 名 称	3
4. 構 造 設 備 基 準	3
5. 広 告 制 限	4
6. 衛 生 上 必 要 な 措 置	5
7. 変 更 届	6
8. 休 止, 廃 止, 再 開 届	7
9. 出 張 業 務 (開 始 届, 休 ・ 廃 止 届, 市 外 居 住 者 業 務 届)	7
10. 関 係 法 令 (抜 粹)	8

< 施 術 所 に 関 す る お 問 い 合 わ せ 先 >

市 立 函 館 保 健 所 地 域 保 健 課

函 館 市 五 稜 郭 町 23 番 1 号
函 館 市 総 合 保 健 セ ン タ ー 3 階
(平 日 8:45-12:00 13:00-17:30)

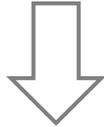
電 話 0138-32-1513 F A X 0138-32-1505

メ ー ル hc-iyaku@city.hakodate.hokkaido.jp

1. 手続の流れ

事前相談

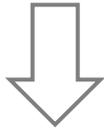
- ・構造設備や広告、開設日程などについてあらかじめご相談されることをお勧めいたします。
- ・窓口のほか、電話・FAX・メールでのご相談も承ります。



【相談窓口】 函館市五稜郭町 23 番 1 号 函館市総合保健センター3階
市立函館保健所地域保健課（平日 8:45-17:30）
電話 0138-32-1513 FAX 0138-32-1505
メール hc-iyaku@city.hakodate.hokkaido.jp

開設

- ・事前相談の際に指摘があった点を修正し、施術を開始できる状態にしていただきます。
- ・開設届は「開設後 10 日以内」に提出いただくことになっておりますので、届出前に施術を開始しても構いません。



開設後 10 日以内

開設届提出

- ・開設届出書および添付書類等を提出していただきます。
（添付書類は手引き P 2 参照。）
- ・届出時に現地調査の日時を調整いたしますが、業務の都合により、ご希望の日時にならない場合もございますのでご了承ください。



開設届受理後

現地調査

- ・構造設備等が、届出と合致しているかについて調査を行います
- ・広告（看板）について、法令違反が無いかの調査もを行います。
- ・違反等があった場合は是正措置（修正）をお願いする場合があります。



現地調査後（1 週間程度）

届出済証交付

- ・現地確認終了後、届出済証の交付手続を行います。
- ・準備が整いましたら電話にて連絡致しますので、地域保健課にて交付を受けてください。

2. 開設手続

施術所開設後 10 日以内に「開設届」を保健所に提出してください。

*様式は「函館市ホームページ」からダウンロードしていただくか、地域保健課でも配布しております。

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届		1部	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所で提出様式が異なりますのでご注意ください。*届出書の控えが必要な場合は、2部提出してください。(受付印押印後1部返却します。)
添付書類等	施術者の免許証の写し	1部	原本照合を行いますので、施術者全員の免許証の【原本】も合わせてお持ちください。
	施術所の平面図	1部	各室の用途および寸法をメートル単位で示し、ベッド・機器類の配置、面積、換気装置の位置、消毒設備の位置等を記入してください。(別紙可) なお、平面図は手書きでも構いません。
	本人確認書類(届出者、施術者)	提示のみ	届出者および施術者の本人確認を行いますので、本人確認書類の【原本】をお持ちください。 *本人確認書類の例(詳しくはお問い合わせください) ○日本国旅券(有効または失効後6か月以内のもの) ○運転免許証 ○マイナンバーカード ○住民基本台帳カード(写真付) ○身体障害者手帳(写真付)
	登記事項証明書 (全部事項証明書の現在事項証明) 【法人開設の場合のみ】	1部	法人が施術所を開設する際に提出してください。(コピー可。発行後おおむね3ヶ月以内のもの。) 法人の目的に「施術所の運営(経営)」が記載されている必要があります。
	遅延理由書	1部	施術所開設後 10 日を超えて提出する際に添付してください。

新規開設のほか、以下の場合も新規に「開設届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

* **施術所の移転**(同一敷地内での移動(建替え, 増築等)により所在地に変更がない場合は変更届で可)

* **施術所の開設者変更**

上記の場合はいずれも、**廃止手続・開設手続の両方が必要**となります。

3. 名 称

以下に記載のような名称は認められませんので、ご注意ください。

施術所の名称として認められないものの例

医療法、医薬品医療機器等法、その他法律に抵触する名称	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇病院, 〇〇診療所, 〇〇クリニック ・〇〇薬局, 〇〇はり科
医師法に抵触する名称	<ul style="list-style-type: none"> ・鍼灸医〇〇
その他、あはき・柔整以外の施設と紛らわしい名称	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇整体院 ・〇〇カイロプラクティック ・〇〇エステティック

4. 構造設備基準

あはき法施行規則、柔道整復師法施行規則により構造設備基準が設けられております。

項 目		基 準
構造設備基準	施術室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6. 6㎡以上の面積を有する専用の施術室を有すること ・ 室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わる適当な換気装置があること（ドアは開放面積に含まない） ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること
	待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. 3㎡以上の待合室を有すること
施術所の独立性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術所は、住居や店舗などと構造上、機能上独立している必要があります。ただし、一定の条件下で、施術室以外の構造設備を共用することが可能です。（施術室は専用である必要があります）
施術室と待合室の区画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術室、待合室の区画は、固定壁で完全に仕切られていることが望ましいですが、防災上の都合がある場合は、パーティション等でも構いません。
プライバシー保護		<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの保護のため、ベッドごとにカーテン等を設けてください。 ・ 待合室から施術スペースが見えないような構造設備としてください。

* あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所を両方設ける場合、原則は2つの構造設備が必要となりますが、一定の条件の下で、構造設備の共用が可能です。

1人（「あはき」と「柔整」の両方の免許保有者）で開設する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術室、待合室とも1つ（共用）で構いません。
免許保有者が2人以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術室と柔道整復の施術室を区画してください。 ・ 待合室は1つ（共用）で構いません。

5. 広告制限

施術所の広告は、あはき法、柔道整復師法で限定的に認められた事項以外は、原則として禁じられています。

(1) 広告の定義

- ① 利用者の受療等を誘引する意図があること（誘引性）
- ② 施術者または施術所の名称が特定可能であること（特定性）
- ③ 一般人が認知できる状態にあること（認知性）

上記①～③のいずれの要件も満たす場合を「広告」として判断します。

(2) 広告の具体例

- ア チラシ、パンフレットその他これらに類似するもの
- イ ポスター、看板等
- ウ 新聞、雑誌その他出版物、折込広告等
- エ インターネット上の「バナー」広告
- オ 不特定多数者への説明会、相談会、キャッチセールス等において使用するスライド、動画または口頭で行われる演術

(3) 広告とは見なされないもの

- ア 施設内掲示、施設内で配布するチラシ、パンフレット等
- イ インターネット上のホームページ
※バナー広告および検索サイト上にスポンサー表示されるものは広告と見なします。
- ウ あらかじめ了承を得た顧客に対するダイレクトメール

(4) 広告が認められている事項

あはき法（第7条第1項）
<ol style="list-style-type: none">(1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所(2) 第1条に規定する業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）(3) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項(4) 施術日又は施術時間(5) その他厚生労働大臣が指定する事項<ul style="list-style-type: none">・ もみりようじ ・ やいと、えつ ・ 小児鍼（はり）・ 法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）・ 医療保険療養支給申請ができる旨 （申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）・ 予約に基づく施術の実施・ 休日又は夜間における施術の実施・ 出張による施術の実施・ 駐車設備に関する事項 <p>※広告内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。</p>

柔道整復師法（第24条第1項）

- (1) 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - (3) 施術日又は施術時間
 - (4) その他厚生労働大臣が指定する事項
 - ・ほねつぎ（又は接骨）
 - ・柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）
 - ・医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ・予約に基づく施術の実施
 - ・休日又は夜間における施術の実施
 - ・出張による施術の実施
 - ・駐車設備に関する事項
- ※広告内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

【新たに（平成28年6月29日～）広告が可能となった事項】

あはき法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨、柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨

認められる表現（例） ○○保健所に開設届提出済み

認められない表現（例） 厚生労働省認可、保健所許可

【違反広告の具体例】

- (例)
- ・適応症、施術の効能効果の記載
 - ・施術者の技能、施術方法、経歴の記載
 - ・施術の内容や費用の記載
 - ・キャッチフレーズやあいさつ文の記載
 - ・サービスに関する事項の記載
 - ・体験談・感想の記載
- など

6. 衛生上必要な措置

あはき法・柔道整復師法の各施行規則により、衛生上必要な措置を講ずることが求められております。施術室の清潔保持や物品等の管理には十分配慮してください。

- 〔衛生上必要な措置〕
- (1) 常に清潔に保たれていること
 - (2) 採光、照明及び換気を十分にすること

7. 変 更 届

開設届出事項に変更が生じた場合は、変更後 10 日以内に「施術所開設変更届」を保健所に提出してください。*様式は「函館市ホームページ」からダウンロードいただくか、地域保健課でも配布しております。

提出書類		部数	注 意 事 項
施術所開設変更届		1部	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所で提出様式が異なりますのでご注意ください。 *届出書の控えが必要な場合は、2部提出してください。(受付印押印後1部返却します。)
変更事項	添付書類	部数	注 意 事 項
構造設備 (レイアウト変更)	施術所の平面図	1部	変更前・変更後が分かるような図面を添付してください。なお、平面図は手書きでも構いません。
施 術 者 (追加削除) (氏名変更)	免許証の写し (追加の場合)	1部	原本照合を行いますので、施術者の免許証の【原本】も合わせてお持ちください。 *追加する施術者の本人確認を行いますので、本人確認書類の【原本】をお持ちください。 (削除の場合は、添付書類は不要です。届出書のみ提出してください)
	戸籍謄(抄)本 (氏名変更の場合)	提示のみ	戸籍謄(抄)本を提示してください。 (書換済の場合は書換後の免許証の提示でも可)
名称・所在地 (法人開設の場合)	登記事項証明書	1部	変更前・変更後の記載事項が分かるものを提出してください。(コピー可)
開設者氏名 (個人・戸籍変更)	戸籍謄(抄)本	提示のみ	戸籍謄(抄)本を提示してください。
〔その他の変更事項〕 ・個人開設者の住所変更 ・施術所の名称 ・業務の種類		—	添付書類は不要です。 (変更届のみを提出してください)
遅 延 理 由 書		1部	届出事項変更後 10 日を超えて提出する際に添付してください。

8. 休止、廃止、再開届

施術所を休止、廃止または再開した場合は、10日以内に「施術所休止（廃止、再開）届出書」を保健所に提出してください。

*様式は「函館市ホームページ」からダウンロードいただくか、地域保健課でも配布しております。

提出書類	部数	注意事項
施術所休止（廃止、再開）届出書	1部	廃止届の場合は「施術所開設届出済証」を添付してください。

9. 出張業務（開始届、休・廃止届、市外居住者業務届）※届出済証は交付されません

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師が出張のみによってその業務に従事するときは、「業務開始届出書」を、業務を休止、廃止または再開するときは、「業務休止（廃止、再開）届出書」を保健所に提出してください。

*様式は「函館市ホームページ」からダウンロードいただくか、地域保健課でも配布しております。

提出書類	部数	注意事項
業務開始届出書	1部	〔添付書類〕 ①施術者の免許証の写し *原本照合を行いますので、免許証の【原本】も合わせてお持ちください。 ②本人確認書類（提示のみ） *施術者の本人確認を行いますので、本人確認書類の【原本】をお持ちください。
業務休止（廃止、再開）届出書	1部	添付書類は不要です。 (届出書のみを提出してください)
市外居住者業務届出書	1部	〔添付書類〕 ①施術者の免許証の写し *原本照合を行いますので、免許証の【原本】も合わせてお持ちください。 ②本人確認書類（提示のみ） *施術者の本人確認を行いますので、本人確認書類の【原本】をお持ちください。

* 届出書の控えが必要な場合は、それぞれの届出書を2部提出してください。(受付印押印後1部返却)

10. 関係法令（抜粋）

柔道整復師法（関係部分抜粋）

（施術所の届出）

第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

（施術所の構造設備等）

第二十条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

（報告及び検査）

第二十一条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（使用制限等）

第二十二条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。

（広告の制限）

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項（下記※）

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

※【広告し得る事項】

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 第十九条第一項前段の規定による届出をした旨（平成28年6月29日追加）
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（関係部分抜粋）

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

○2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※【広告し得る事項】

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼（はり）
- 四 法第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨（平成28年6月29日追加）
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨
（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

第九条の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

○2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第九条の三 専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再開したときも、同様とする。

第九条の四 施術者は、その住所地（当該施術者が施術所の開設者又は勤務者である場合にあつては、その施術所の所在地。以下この条において同じ。）が保健所を設置する市又は特別区の区域内にある場合にあつては当該保健所を設置する市又は特別区の区域外に、その他の場合にあつてはその住所地が属する都道府県（当該都道府県の区域内の保健所を設置する市又は特別区の区域を除く。）の区域外に滞在して業務を行おうとするときは、あらかじめ、業務を行う場所、施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を、滞在して業務を行おうとする地の都道府県知事に届け出なければならない。

第九条の五 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

○2 施術所の開設者は、その施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

第十条 都道府県知事は、施術者若しくは施術所の開設者から必要な報告を提出させ、又は当該職員にその施術所に臨検し、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

○2 前項の規定によつて臨検検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

○3 第一項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

＜施術所に関するお問い合わせ先＞

市立函館保健所地域保健課

函館市五稜郭町 23 番 1 号

函館市総合保健センター3階

(平日 8:45-12:00 13:00-17:30)

電 話 0138-32-1513 F A X 0138-32-1505

メール hc-iyaku@city.hakodate.hokkaido.jp